

泉佐野市2・3号認定 利用者負担額(保育料)表

泉佐野市の利用者負担額					
階層区分		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	無 償 化 に つ き 0 円	
B1	市民税非課税世帯	0円	0円		
B0	うち「特定世帯」	0円	0円		
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満	11,500円	11,300円		
C1	うち「特定世帯」	4,500円	4,500円		
D1	市民税所得割課税額 73,000円未満	15,500円	15,300円		
	うち「特定世帯」	4,500円	4,500円		
D2	市民税所得割課税額 97,000円未満	25,500円	25,100円		
	うち77,101円未満 の特定世帯	4,500円	4,500円		
D3	市民税所得割課税額 150,000円未満	31,500円	31,000円		
D4	市民税所得割課税額 169,000円未満	42,000円	41,300円		
D5	市民税所得割課税額 235,000円未満	48,500円	47,700円		
D6	市民税所得割課税額 301,000円未満	54,000円	53,100円		
D7	市民税所得割課税額 301,000円以上	55,000円	54,100円		

- (注1) 「特定世帯」とは母子世帯等、障害児(者)のいる世帯、その他要保護者等特に困窮していると認められる世帯。
- (注2) 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する場合は、**最年長の子どもから順に2人目以降は0円とする。**
ただし、市民税所得割課税額が57,700円未満(特定世帯の場合は77,101円未満)の世帯は、子どもの年齢制限を撤廃し、**最年長のこどもから順に2人目以降は0円とする。**
- (注3) 保護者の月当たりの労働時間が64時間以上120時間未満の場合は、保育短時間に該当する。それ以外は保育標準時間とする。
- (注4) 年度途中で満3歳に到達した場合、その日が属する年度中は3歳未満児の利用者負担額を適用する。
- (注5) この表における市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除等の控除を適用外とした額とする。

※利用者負担額(保育料)は、保護者の市民税額で決定します(主たる生計主宰者が祖父母の場合は、その人の市民税額を合算して決定)。4月から8月までは前年度市民税額で決定とし、9月から翌年3月までは当該年度市民税額で決定となります。これにより、収入等の状況によっては、9月から利用者負担額(保育料)が変更となることがあります。

例：令和5年度保育料

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	------	------	------

前年度市民税額 (R3年中所得) で決定

当該年度市民税額 (R4年中所得) で決定